

道路位置指定申請の手引き

茂原市

都市建設部建築課

道路位置指定申請書の作成

【趣旨】

これは、茂原市建築基準法施行細則（平成10年茂原市規則第7号。以下「規則」という。）第27条の規定による道路位置指定の申請に必要な事項とする。

【申請者】

申請者は、位置の指定、変更又は廃止（以下「指定等」という。）を受けようとする道路の土地所有者とする。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できるものとする。

【申請書の提出】

申請者は、正本及び副本をそれぞれ以下のように、左綴りで提出するものとする。

道路位置指定申請書（規則第20号様式） 正本

- ・ 道路位置指定申請図（規則第22号様式） 原図（封筒に入れ添付）
- ・ 道路位置指定申請図の写し 2部（封筒に入れ添付）
- ・ 案内図（原則として2,500分の1の都市図に朱書きのこと。）
- ・ 印鑑登録証明（※1）
- ・ 登記事項証明書（※2）
- ・ 地図又は地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面（以下「公図等」という。）（※3）
- ・ 委任状（※4）

道路位置指定通知書（規則第21号様式） 副本

- ・ 道路位置指定申請図の写し 1部
- ・ 案内図
- ・ 印鑑登録証明の写し
- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 公図等の写し
- ・ 委任状の写し

※ 1 当該申請の道路土地に係る承諾者の印鑑登録証明

※ 2 当該申請に係る土地建物の登記事項証明書

※ 3 当該申請に係る土地の公図

※ 4 代理人のあるときのみ

【その他添付書類】

前に定めるもののほか、次の各号に定めるところにより、必要な書類を添付しなければならない。

- (1) 建築基準法施行令（以下「政令」という。）第144条の4第1項第1号ロの規定の適用を受ける場合には、公園、広場その他これらに類するものの管理者が自動車の転回に使用して支障がない旨の承諾書又はその写し

- (2) 法第42条第2項若しくは第3項に規定する道に接続し、又は交差する場合においては道と道路境界線とみなされる線との間の土地の権利者の承諾書又はその写し
- (3) 築造しようとする道の起点終点が既存の道路に接続する場合、既存道路の管理者の承諾書又はその写し
- (4) 排水の放流先が公共の水路、河川等又は私有の下水溝、水路その他これに類するもの場合には、当該水路等の管理者が承諾している旨の書面又はその写し
- (5) 申請道路及び道の築造と併せて行おうとする開発行為に係る敷地の区画の求積図
- (6) その他必要な書類

【正本及び副本の記入】

正本及び副本の記入方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路の土地の地名地番欄は、土地登記事項証明書に表示されている道路となるべき土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。
- (2) 関係土地の地名地番欄は、指定等を受ける道路に接続する土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。
- (3) 道路の概要欄の番号は、1号、2号、・・・とし、道路の曲折又は幅員の異なるごとに個々に番号をつけ、申請図に記入した番号と一致させること。この欄が不足するときは、同欄を別紙とするか、又は同欄を貼付し、記入すること。
- (4) 道路の概要欄の幅員、延長及びすみ切りの長さは、個々の道路についてメートルを単位として記入すること。(寸法は、小数点第二位までとし、第三位以下は切り捨てるものとする。以下同じ。)
- (5) 延長は、他の道路の側線相互間又は他の道路の側線より道路の終点若しくは転回広場の中心点までの道路中心線の長さによること。ただし、建築基準法(以下「法」という。)第42条第2項に規定する道路に接続する場合にあつては、同項の規定により道路の境界とみなされた線から算定すること。
- (6) 側溝の幅欄は、道路に設ける側溝の種類及び幅員を記入すること。
- (7) 自動車転回広場については、道路の次に番号をとり、幅員延長欄にその幅員、長さ及び面積を記入し、側溝の幅欄に「自動車転回広場」と記入すること。
- (8) 拡幅部分については、自動車転回広場の次に番号をとり、幅員延長欄にその面積を記入し、側溝の幅欄に「拡幅部分」と記入すること。
- (9) 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄は、申請道路の面積のほか、当該道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る面積を含めて記入すること。

【申請図の記入】

申請図の記入方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請図が1枚に記入できないときは、標題の下に全枚数とその申請図の番号を記入し(例えば2枚の場合は2の1、2の2のように。)、図面の組み合わせ目には承諾者全員の割印をする又はすべての申請図に承諾書欄を記入すること。
- (2) 申請図の標題は、指定等のうち、該当する申請を記入すること。
- (3) 道路となる土地の地名地番は、土地の登記簿謄本に表示されている地名地番を記入すること。
- (4) 幅員は指定に係る道路の幅員が異なるごとに記入し、延長は、すべての道路の合計

延長を記入することとし、自動車の転回広場及び拡幅部分は、面積を記入すること。

(5) 道の築造と合わせて行おうとする開発行為の規模は、第3条第8号の面積を記入すること。

(6) 縮尺欄は、各図面の縮尺をそれぞれ記入すること。

(7) 地籍図（実測図）には、次の事項を記入すること。なお、ウ及びオに掲げる事項について、公図等の写しに明示したときは、地籍図（実測図）に明示することを要しない。

ア 方位

イ 地名地番及びその境界線

ウ 地目

エ 申請道路の築造とあわせて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る敷地の区画及び面積

オ 土地所有者、地上権者、永小作権者及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名

カ 土地内にある建築物、工作物（橋などを含む。）、道路及び水路の位置

キ 建築予定の建築物及び既存建築物の位置

ク 指定等を受けようとする道路の位置、延長、幅員、縦断勾配、すみ切り及び自動車の転回広場及び拡幅部分の寸法

ケ 標識の位置

コ 貯溜槽又は浸透槽を設ける場合にあってはその位置

サ 土地の高低差、擁壁の位置、計画道路、法第42条に規定される道路及びその他地形上特記すべき事項

(8) 付近見取図には、次の事項を記入すること。

ア 方位

イ 道路、鉄道、水路、川及びがけ

ウ 申請地付近の目標となる建築物及び地物

(9) 構造図（縮尺は20分の1程度）には、次の事項を記入すること。

ア 道路の幅員及び横断勾配（横断面図）

イ 道路の構造寸法（橋等を設ける場合にあってはその構造寸法）

ウ 側溝、縁石の寸法及び側溝のふたの寸法

エ 標識の寸法

オ 貯溜槽及び浸透槽の構造寸法

カ 土留及び擁壁の構造寸法

(10) 公図等の写しには、指定等を受けようとする道路の位置を点線で明示し、閲覧年月日及び場所を記載すること。

(11) 地籍図及び公図の写しは、方位を同一方向とすること。

(12) 承諾書欄の記入は次によること。

- ア 申請者が、土地所有者その他の権利者であるときも承諾書欄に必ず記入すること。
 - イ 権利別欄には、権利の別を記入し、地籍図に記入されたすべての者について、以後承諾について紛争の生じないよう十分説明のうえ、承諾印（印鑑登録印（登記がない場合は、本人であることを証する書面を添付すること。))）を受けること。
 - ウ 記載者の多いときは、欄を2分するか申請図を2枚使用すること。
 - エ 2枚以上使用するときは、必ず全員の割印をすること。
 - オ 水路等の公有地の承諾で、別途に申請し承諾書の交付を受ける場合については、その旨を記載し、承諾書は別途としても差し支えない。
- (13) 図面作成者及び測量者の住所及び氏名を記入すること。

道に関する基準

【関係法令】

建築基準法第42条第1項第5号

建築基準法施行令第144条の4

【茂原市告示第18号】

茂原市道路位置の指定に関する技術基準

1 建築基準法施行令（昭和25年政令338号。以下「政令」という。）第144条の4第1項第1号ホの規定により特定行政庁が認めるものは、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 袋路状道路の幅員が4.5メートル以上の場合で、次表左欄の幅員に応じ右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の転回広場を設けているもの

幅員	距離
4.5メートル以上 5.0メートル未満	50メートル
5.0メートル以上 5.5メートル未満	60メートル
5.5メートル以上 6.0メートル未満	70メートル

(2) 袋路状道路の終端又は中間に設けられたう回ができる道路の区間について、自動車の転回広場を設けなければならない距離の2倍以内ごとに、自動車の転回広場又は同一平面で、他の道路と交差し、又は接続する箇所を有しているもの（図1）

2 次の各号に掲げる大きさの広場は、政令第144条の4第1項第1号ハに規定する自動車の転回広場と認める。

(1) 停車することができるもの（道に設ける自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）第1号）

小型四輪自動車1台につき幅2.0メートル（同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5メートル）以上及び長さ5.0メートル以上の大きさの広場で、車の出入りする部分の前後又は左右にすみ切り（辺の長さ2.0メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むもの）をそれぞれ設けたもの（図2）

(2) 転回できる形状のもの（道に設ける自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）第2号）

道路幅員を含めて直径8.0メートルの転回広場又は自動車の転回上これと同等以上の有効な大きさの広場（図3）

3 政令第144条の4第1項第2号ただし書きの規定によるすみ切りについて、特定行政庁が認めるものは、次の各号の1に該当するものとする。

(1) 周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを片側のみとする場合において、すみ切りできない対側線側の一边を4.0メートルとし、他の一边を2.5メートルとする三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたもの（図4）

(2) 歩車道の区別のある道路に接続する場合で、当該歩道部分の形状が政令に定めるすみ切りを設けた場合と同等の機能を有するもの

4 政令第144条の4第1項第5号に規定する道及び敷地内の排水に必要な施設は、少なくとも次の各号に該当するものとする。

(1) 道に設ける排水設備は、U字溝にあつては内法幅18センチメートル以上、L字溝にあつては幅30センチメートル以上のコンクリート製で、かつ、排水に支障のないもの

(2) 道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水施設に排水上有効に連結しているもの。ただし、連結できない場合にあつては、道路等へ溢水するおそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けているもの

附 則

この告示は、平成10年4月1日から適用する。